

税制講演会 開催のご報告

税制委員 小林 誉光

平成28年2月22日、荻窪タウンセブン8階にて、税制講演会を開催しました。
酒井先生の具体的な調査事例を交えた講演は、受講していただいた会員の皆様にとって、とても参考になる内容でした。今回は、その講演内容の概略をご報告いたします。

テーマ：『税務調査による不正計算とスキーム』
講師：荻窪税務署 法人課税第一部門 酒井秀幸 統括官



講師の酒井秀幸統括官

1 自己紹介とテーマの選定について

兵庫県神戸市生まれの53歳。父親の転勤により、小中高は渋谷区の西原で育ち、大学は関西の大学を卒業後、東京国税局に採用された酒井統括官。最初の勤務先は、日本一大きな税務署の渋谷税務署。時代は、まさに「バブル」で、不正な不動産売買や土地ころがしが横行していた。それからずっと「調査畑」の20代を過ごし、30代で「国際課税の専門研修」を受けて、「国際税務専門官」の道へすすみました。今年の3月で勤続30年。調査畑一筋であった統括官から「税務調査の現場」を語っていただきました。

2 税務調査の事例から

1) 代表者親族への給与は「勤務実態の確認」

代表者親族への給与の支払いがある場合、調査官は実際に仕事をしているのかを確認します。ある調査の現場では、調査官が突然、その親族に電話をして「事務所の特徴などを訊ねた」ところ、まったく答えられなかったため、勤務実態がないことが判明したそうです。親族への給与の支払いは、勤務実態がポイントになります。

2) 売上除外

- ① 大きな駅にある「はんこ屋さん」は、表札などの注文製作を請け負っていました。前金で5000円、完成引渡し時に残金の25000円の注文のうち、レジは前金しか打っていないことがわかったのですが、この理由は「注文記録の大学ノート」と「レジペーパー」との突合せでした。
- ② ステーキハウスの調査の際、同じ伝票番号の伝票がたまたま2枚あり、金額が異なっていました。ステーキハウスなのに油も飛び散った「汚れた伝票」のなかに「きれいな伝票」が多数混入していたことから、伝票の不正改ざんしたことが判明しました。

3 海外取引と税務調査

ある税務調査では、日本法人と中国にある現地法人との取引で、入金時に売上値引きを計上していた金額が、実は中国国内で資金を留保しているという「売上除外の事例」を発見しました。このように、近年は「国際的な商取引」が増加しているため、「国税庁でも17都市に長期海外出張者を派遣」とともに、「租税条約に基づく情報交換」をおこない、さらに必要な場合、「調査官自らが現地に短期出張するケース」もあるそうです。

国際的な租税回避行為（スキーム）により適正な納税義務を果たさないことは公平性を損なうものであり、スキームに関する情報収集など適正な納税義務の履行の確保に努めています。また、近年税制面でも、「国税財産調査書の提出制度」、「国外転出時課税制度」、「国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直し」など国際税務の適正化に向けた制度の創設が行われています。

国税庁では、公平・適正な課税・徴収を実現するため、時代にあった調査手法を導入しています。